

商工会ニュースやはば臨時号No.20

岩手県特定（産業別）最低賃金が変わります！

岩手県特定（産業別）最低賃金が、令和5年12月30日から改定となります。
改定されるのは、次の6産業の最低賃金です。

最低賃金件名	時間額
鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業	949円
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	925円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	917円
自動車小売業	945円
（参考）岩手県最低賃金（令和5年10月4日発効）	893円

- 各種商品小売業は平成28年12月11日に767円に改正、百貨店・総合スーパーは平成30年12月28日に800円に改正されて以来、据え置きとなっています。
- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は算入しません。
- 複数の最低賃金が適用される場合は、最も高い最低賃金額が適用されます。
詳細は、商工会または岩手労働局労働基準部賃金室（TEL019-604-3008）にお問い合わせください。

“運送会社対象”「物流2024年問題」について

働き方改革関連法によって2024年4月以降、トラックドライバーの労働時間の規制が強化されます。トラックドライバーの労働時間改善に荷主の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

改正後の内容につきましては、下記図のとおりとなっております。

また、ご不明な点等がありましたら下記問い合わせ先にお問い合わせください。



詳細につきましては右記のQRコードでご確認ください。



【問合せ先】

岩手運輸支局 輸送監査部門 TEL：019-638-2154（音声案内3）